

低入札価格調査マニュアル

平成26年4月1日

1 目的

低入札価格調査マニュアル（以下、「本マニュアル」という。）は、工事の品質確保及び不良・不適合業者の排除等に資するため、広島市水道局建設工事競争入札取扱要綱第38条第6項の規定に基づく調査を実施する際の調査方法及び内容等を定めるものである。

2 適用対象

本マニュアルは、調査基準価格を下回った入札者のうち、最低入札価格提示者（以下、「対象者」という。）に対して適用する。ただし、当該入札において調査基準価格に満たない価格を提示した者が、複数ある場合において、対象者を落札者としなないときは、調査基準価格に満たない価格を提示した他の者のうち、最低価格を提示した者（以下、「次順位者」という。）を対象者とする。次順位者を落札者としなないときは、以後この例による。

また、総合評価落札方式を適用する場合において、評価値の最も高い者が調査基準価格を下回るときは、その者を対象者とする。ただし、対象者を落札者としなない場合においては、評価値が次に高い者を次順位者とし、その者が調査基準価格を下回るときは、その者を対象者とする。次順位者を落札者としなないときは、以後この例による。

3 調査方法

1. 本マニュアルに基づく調査（以下、「本調査」という。）は、調査の関係資料が提出された日から実施することとし、可及的速やかに本調査の対象者からの事情聴取、関係機関等への照会等の調査を完了する。

2. 本調査は下記の手順で実施するものとする。

(1) 開札時の対応等

ア 財務課契約係は、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には（落札決定を保留し）、入札参加者全員へ低入札価格調査を実施する旨、通知する。

また、対象者に対して「低入札価格調査報告書（別紙－4）」を工事担当課へ所定の提出日までに提出する旨通知する。

イ 工事担当課は、財務課契約係から低入札価格調査対象工事名、対象者名の連絡を受けた場合には、本局設計書をもとに「総額失格基準調査表（別紙－3－（2）」を作成し、総額失格基準を満たしているかどうかの判断を行い、その結果を速やかに財務課契約係に報告するものとする。

入札額が本マニュアル5の1に定める総額失格基準を満たしていない場合は、入札公告に示すとおり、その者の入札は無効とする。

ウ 対象者は、所定の提出期限までに「低入札価格調査報告書（別紙－4）」を提出する。この場合、調査基準価格の85%を下回る価格での入札となった場合は、詳細調査様式が必要であることに注意する。

なお、対象者が提出期限までに「低入札価格調査報告書（別紙－4）」を提出しなかつた場合には、その者の入札は無効とする。

エ 対象者から工事担当課に提出された「低入札価格調査報告書（別紙－4）」の確認の結果、不備がある場合には、その者の入札は無効とする。

(2) 事情聴取等調査（工事担当課）（必須）

- ア 「低入札価格調査報告書(別紙－４)」の内容を精査し、「工事費内訳対照表(別紙－３－(１))」を作成する。
- イ 対象者が記入した「低入札価格調査報告書(別紙－４)」の調査項目のほかに、聴き取りが必要な項目を「事情聴取書(別紙－２－(２))」に記入して、必ず事情聴取を行う。なお、聴き取りの相手方は、対象者の責任者及び対象者の積算の精通者とする。
- ウ 事情聴取においては、入札時に対象者から提出を受けた「低入札価格調査報告書(別紙－４)」を基に記載内容を確認し、必要項目を聴き取る。
- エ 「低入札価格調査結果の概要書(別紙－２－(１))」及び「事情聴取書(別紙－２－(２))」を作成する。また、「低入札価格調査報告書(別紙－４)」に不明な点がある場合等は、追加資料(表－１～４及び「４ 調査内容」中にアンダーラインで表示した部分)の提出を求める等により再確認する。なお、追加資料の提出を求めるのは、特に必要がある場合に限るものとする。
- オ 「低入札価格調査結果調書(別紙)へ当該業者の技術者の状況、配置予定技術者の状況、過去の公共工事の成績、経営状況及び信用状態等を記載する。なお、事務局案の項の記入は不要である。
- カ 「低入札価格調査結果調書(別紙)」、「低入札価格調査結果の概要書(別紙－２－(１))」、「事情聴取書(別紙－２－(２))」、「工事費内訳対照表(別紙－３－(１))」、「総額失格基準調査表(別紙－３－(２))」及び「一般管理费率調書(別紙－３－(３))」に「低入札価格調査報告書(別紙－４)のうち(別紙－４、様式－０～１１、表－１～４、添付資料)」(写し)を添付し、財務課契約係へ提出し協議する。この場合、「工事費内訳対照表(別紙－３－(１))」には、工事担当課長の意見を付すものとし、特に必要がある場合は、その資料を添付するものとする。
- キ 対象業者が、５の２に定める基本的判断基準を満たしていない場合は、対象業者を落札者とはしない。

(3) 調査結果の編さん及び競争入札調査委員会の準備（財務課契約係）

- ア 工事担当課が作成した「低入札価格調査結果調書(別紙)」の事務局案の項に記入する。
- イ 調査の結果、広島市水道局建設工事等競争入札調査委員会(以下、「委員会」という。)へ付議する必要がある場合は、(2)のカ及び(3)のアに掲げた資料に入札参加業者の入札価格が記載された「入札履歴(別紙－１)」を添えて、委員会の審議に付す。

3. 工事担当課は、指定した日に対象者が追加資料を提出しない場合は、対象者に対し、期限を定めて、提出できない理由等の説明を求める。対象者が、これに応じないときは、広島市水道局競争入札参加資格者指名停止措置要綱に定める「不正又は不誠実な行為」に該当し、指名停止の対象となることを明確に伝える。

4 調査内容

1. 本調査においては、広島市水道局建設工事等競争入札調査委員会要綱第3条に掲げる調査事項等のうち、次の内容について調査を行うものとする。なお、表-1～4は、調査基準価格の85%を下回る価格での入札となった場合及び特に必要がある場合に調査を行うものとする。

- | | |
|------------------------------|------------------------|
| (0) 低入札価格調査報告書等の概要 | (様式-0) |
| (1) 入札金額の工事費構成 | |
| (2) 当該価格で入札した理由 | (様式-1) |
| (3) 入札金額の積算内訳等 | |
| ア 工事費内訳明細書 | (本局工事設計書に準じた様式) |
| イ 諸経費内訳書 | (表-1) <u>(表-1-1,2)</u> |
| ウ 労務費内訳書 | (表-2) |
| エ 資材・下請施工等見積書等一覧 | (表-3) |
| オ 工事工程表 | (表-4) |
| (4) 手持ち工事の状況 | (様式-2, 3) |
| (5) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連 | (様式-4) |
| (6) 手持ち資材の状況 | (様式-5) |
| (7) 資材購入先一覧 | (様式-6) |
| (8) 手持ち機械の状況 | (様式-7) |
| (9) 労務者の確保計画 | (様式-8) |
| (10) 過去に施工した等の公共工事名及び発注者 | (様式-9) |
| (11) 建設副産物の搬出計画 | (様式-10) |
| (12) 施工体系図兼下請契約等計画調書 | (様式-11) |

2. 具体的な調査

(0) 低入札価格調査報告書等の概要

対象者が提出した「低入札価格調査報告書等の概要(様式-0)」に、様式-1から様式-11の内容が適正に記載されているか、また、その他の事項についても明確に記載されているかの確認を行う。

(1) 工事費構成

本局設計書について、別表に基づき次の調査を行う。

(別表の分類と本局工事設計書の内容は必ず一致させるものとする。)

本局の設計書から総額失格基準額を計算し、対象者の入札額と比較する。

総額失格基準額は、総額失格基準調査表(別紙-3-(2))で計算するものとする。

【別表】 低入札価格調査における総額失格基準額を計算するときの工事費構成

| 工種 分類 | 土 木 工 事 | 建 築 工 事 ※1 | プラント工事 |
|----------------|--------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|
| 直接工事費等 | 直接工事費 その他の費用 ※2 海上運搬、外注費 | 直接工事費 その他の費用 ※2 現場管理費 (積上分) | 機器費 直接工事費 その他の費用 ※2 |
| 共通仮設費 (積上げ) | 共通仮設費 (積上分) | 共通仮設費 (積上分) | 共通仮設費 (積上分) |
| 共通仮設費 (率) 等 | 共通仮設費 (率分) 間接労務費 ※3 | 共通仮設費 (率分) | 共通仮設費 (率分) |
| 現場管理費 (率) 等 | 現場管理費 (率分) 工場管理費 ※3 | 現場管理費 (率分) | 現場管理費 (率分) 据付間接費 ※4 設計技術費 ※5 |
| 一般管理費 (率) 等 | 一般管理費 契約保証費 | 一般管理費 契約保証費 | 一般管理費 契約保証費 |

(備考)

- ※ 直接工事費、共通仮設費、現場管理費等の各内容は、本局の「工事設計書」による
- ※1 建築付帯設備工事を含む
- ※2 手数料、委託料等の積上計上された費用
- ※3 鋼橋製作工等の工場製作にかかる間接費
- ※4 下水道ポンプ場・処理場工事等の据付工事部門等を管理運営するために要する費用
- ※5 下水道ポンプ場・処理場工事等のシステム設計に要する費用

(工種の例)

- 土 木 工 事：土木、舗装、とび・土工・コンクリート、造園、橋梁、区画線・標識
- 建 築 工 事：建築、管、機械器具設置、電気、電気通信、鋼構造物、塗装、防水、建具、内装、解体
- プラント工事：機械器具設置、電気

(特例)

- (a) 土木工事において、対象者が当該工事の近接工事の請負人である場合は、本局の設計金額を「随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整」に基づいて調整を行った後の設計金額で総額失格基準を適用することができるものとする。
- (b) 設計から入札までの間に資材価格(単品)が 10%以上暴落したときや解体工事のスクラップ価格は、そのものの価格を積上計上分の対象外とすることができるものとする。

(2) 当該価格で入札した理由

「当該価格で入札した理由 (様式-1)」に基づいて、当該入札価格で当該工事が安全で、良質な施工が可能かどうかを確認する。

(3) 入札金額の積算内訳等

「工事費内訳明細書」「諸経費内訳書 (表-1) (表-1-1,2)」「労務費内訳書 (表-2)」「資材・下請施工等 見積書等一覧 (表-3)」「工事工程表 (表-4)」について、次の調査を行う。
なお、工事費内訳の詳細内容が不明な場合は、「工事費積算書」の提出を求める。

ア 仕様及び数量

- (a) 数量総括表に対応する積算内訳となっているか。
- (b) 設計図書での要求事項 (条件明示を含む。) を理解して積算しているか。
- (c) 指定の数量によって積算されているか。
(数量の指定のない場合は、業者の数量による。)

(d) 指定の工法によって施工することとしているか。

(工法指定がない場合は、その工法に安全性等の点で問題はないか。)

イ 資材単価、労務単価又は市場単価

資材単価、労務単価又は市場単価について、発注者の単価に比し相当程度低いと認められる場合には、当該単価の設定理由を記載した書類等の提出を求めるなど、詳細な調査を行う。

労務単価が特に低い場合は、最低賃金を下回っていないか調査を行う。

労務費内訳書（表－２）に記載されている最低単価の算出内訳の確認は、賃金台帳等の支払賃金が確認できる資料に基づき確認する。

ウ 下請業者との関係及び技術者の配置

下請業者を予定している場合には、予定している「施工体系図兼下請契約等計画調書（様式－11）」及びその下請業者からの見積書等において、下請に係る見積額が入札金額の積算内訳に正しく反映されているか、また、配置予定技術者の内容について確認する。

次の場合には、その理由を記載した書類等の提出を求め、これに基づき詳細な調査を行うとともに、必要に応じて下請業者のヒアリングを実施する。

- (a) 下請業者の見積金額が入札金額の積算内訳に適切に反映されていない場合
- (b) 下請業者の見積書等の工事内容（規格、工法及び数量等）が明確でない場合
- (c) 下請業者の資材単価、労務単価又は市場単価について、発注者の単価に比し相当程度低いと認められる場合
- (d) 工事予定箇所に関連する技術者（監理技術者等）について、配置予定を確認し、他の手持ち工事がある場合
- (e) 配置予定技術者（専任）については、開札日の3か月前以前に雇用されていない者を配置予定にしている場合

エ 工程

工事工程表と積算内容が一致しているか。また、工程計画に問題は無いかな詳細な調査を行う。

オ 安全対策

安全管理等の共通仮設費（率分を除く。）の計上は不適當ではないか。

（特に、交通誘導員の配置及び指定仮設についての調査は入念に行う。）

カ 諸経費

共通仮設費（率分）、現場管理費及び一般管理費等について、発注者の価格に比し相当程度低いと認められる場合は、該当する諸経費内訳書（表－１）（表－１－１、２）の提出を求め、当該価格の設定理由について確認を行い、具体的に必要経費が計上されているか確認する。

(4) 手持ち工事の状況

「手持ち工事の状況（様式－２～３）」について、次の調査を行う。

契約対象工事付近における手持ち工事（様式－２）及び契約対象工事に関連する手持ち工事（様式－３）の状況から、営繕損料、現場管理費等の間接費の節減が可能か。また、本局発注工事について、記入もれがないかも確認する。

(5) 契約対象工事箇所と対象者の事務所、倉庫等との関連

「契約対象工事箇所と対象者の事務所、倉庫等との関連（様式－４）」について、次の調査を行う。

ア 監督業務及び資機材運搬・管理等において、地理条件等にかんがみ、経費等の節減が可能かどうかを確認する。

イ 緊急時の対応等、安全管理に優位性があるかを確認する。

(6) 手持ち資材の状況

「手持ち資材の状況（様式－5）」において、手持ち資材を当該工事で活用している場合は、具体的な数量・活用方法及び保管状況を写真等で確認するとともに、低価格入札との関連性について確認する。

【具体例】

- (a) 仮設鋼矢板及び支保材、足場材、その他二次製品の活用
- (b) コンクリート用型枠等の活用
- (c) 安全管理資材の保有
- (d) 契約対象工事に関連する手持ち資材の活用

(7) 資材購入先及び購入先と入札者との関係

「資材購入先一覧（様式－6）」において、当該工事で使用する資材について、低価格での調達が可能としている場合、その根拠を、資材購入先の作成した見積書等により確認するとともに、資材購入先等の意向を確認する。

【具体例】

- (a) 手形取引でなく現金決済による値引きが可能である。
- (b) 系列会社あるいは協力会社からの取引が可能である。
- (c) 永年にわたり取引がある。

(8) 手持ち機械数の状況

「手持ち機械数の状況（様式－7）」において、当該工事において手持ちの建設機械等を使用している場合は、写真（所有等を証する資料等）で確認する。

【具体例】

- (a) 手持ちの建設重機械等の活用が可能であり、損料計上が優位にある。
- (b) 減価償却が終わっており、損料等が不要若しくは低減できる。
- (c) 系列会社の取引、又は永年にわたり取引が有る。

(9) 労務者の具体的供給見通し

「労務者の確保計画（様式－8）」について、次の調査を行う。

- ア 労務者について、確保計画及び配置予定によって適切な施工が可能かどうかを確認する。
- イ 労務者について、自社の者を従事させることとなる場合には、名簿の提出を求め、健康保険証等の写しにより雇用関係の確認を行う。

(10) 過去に施工した等の公共工事名及び発注者

「過去に施工した等の公共工事名及び発注者（様式－9）」について次の調査を行う。

- ア 過去に施工した公共工事の施工体制台帳及び請負代金内訳書2～3例の提出を求め、内容について確認を行う。
- イ 過去2か年の本局工事において低入札受注工事の実績があれば、当該受注工事の工事評定点を調査する。（工事評定点は、対象者が記入する。工事成績評定通知書を添付する。ない場合はやむをえないが、今後は保管すること。）

(11) 建設副産物の搬出計画

「建設副産物の搬出計画（様式－10）」について次の調査を行う。

- ア 建設副産物の搬出予定地や処理体制等が発注仕様書等に合致しているかを確認する。
- イ 適正な処理を行っている搬出地を選定しているかを確認する。また処理価格の根拠も確認する。
- ウ 車持ち運転手の単価を確認する。

(12) 施工体系図兼下請契約等計画調書

「施工体系図兼下請契約等計画調書（様式－11）」について次の調査を行う。

- ア 開札日から落札決定日までの間に指名停止期間がかかっている業者を下請負人に選定していないかを確認する。
- イ 下請業者の主任技術者の雇用を、健康保険被保険者証（適用除外事由に該当したときを除く）の写しにより確認する。

5 適正な履行確保の基準

調査内容を総合的に検討し、次の総額失格基準（額は非公表）及び基本的判断基準からなる適正な履行確保の基準の項目をすべて満たしているかどうかを確認する。確認の結果、基準の項目の一つでも満たしていない場合、対象者は契約内容に適合した履行がされないおそれがあるものとする。この調査は、基準を満たさない項目が判明した時点で終了するものとする。

1. 総額失格基準

入札額（税抜き）が、総額失格基準額（税抜き）以上であること。

- (1) 設計金額（税込み）が1億円以上3億円未満の場合は次式による。

工事費構成（各内容は、4の2(1)工事費構成の別表による）

| 積上げ | | 率計上 | | |
|--------|----------------|---------------|---------------|---------------|
| A | B 1 | B 2 | C | D |
| 直接工事費等 | 共通仮設費 (積上げ) | 共通仮設費 (率)等 | 現場管理費 (率)等 | 一般管理費 (率)等 |

総額失格基準額（税抜き）をS、設計金額（税込み）をKとする。

$$S = A \times a + B1 \times b1 + B2 \times b2 + C \times c + D \times d$$

$$a = 0.9025 - 0.1525 (K - 100,000,000) / 200,000,000$$

$$b1 = 0.855 - 0.105 (K - 100,000,000) / 200,000,000$$

$$b2 = 0.855 - 0.505 (K - 100,000,000) / 200,000,000$$

$$c = 0.76 - 0.41 (K - 100,000,000) / 200,000,000$$

$$d = 0.285 + 0.065 (K - 100,000,000) / 200,000,000$$

(a、b1、b2、c、dは小数第4位まで、第5位切り捨て)

- (2) 設計金額（税込み）が3億円以上の場合は次式による。(S,A,B1,B2,C,Dは上に同じ)

$$S = A \times 0.75 + B1 \times 0.75 + B2 \times 0.35 + C \times 0.35 + D \times 0.35$$

注：総額失格基準額は公表しないこと。

2. 基本的判断基準

- (1) 低入札価格調査に際し誠実で協力的であること。
- (2) 当該入札が、適正な見積等に基づく結果であること。
- (3) 技術者等（下請業者も含む）の配置が適正であること。
- (4) 設計数量、設計仕様、安全性等を満足していること。
- (5) 労務費は全て法定最低賃金を満たしていること。
- (6) 下請、資材等の見積額の計上が適正であること。
- (7) 建設副産物の処理方法等が適正であること。
- (8) 工事費内訳明細書等に違算等がある場合、不足総額が当該入札者の予定利益の計上額を上回らないこと。
- (9) 低入札価格調査報告書に不備が無いこと。
- (10) 虚偽記載等が無いこと。

6 調査結果の公表

財務課契約係は、広島市水道局建設工事発注見通し及び請負経過公表要領に基づき「低入札価格調査結果の概要書（別紙－２－（１））」を公表する。

低入札価格調査結果調書

| | | | |
|--------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|----------|
| 調査対象業者名 | | | |
| 所在地 | 広島市 | 区 | 町 丁目 番 号 |
| 登録工種 (許可) | (建設業) | | |
| 工事名 | | | |
| 入札結果 | 円 (比較価格の %) (詳細は別紙1のとおり) (調査基準価格の %) | | |
| 入札書比較価格 | 円 | | |
| 調査基準価格の 1/ (1+消費税) | 円 (比較価格の) (調査基準価格 (税抜) の85%) | | |
| 調査事項等 | | | |
| 【事情聴取結果】 別紙-2-(2)の事情聴取書のとおり | | 【工事費内訳書の状況】 別紙3の工事費内訳書対照表のとおり | |
| 【適正な履行確保の基準】 | | | |
| 【手持ち工事の状況 ()】 | | | |
| 【配置予定技術者の状況】 () | | | |
| 【技術者の状況】 (人) | | | |
| 1 級 | 2 級 | その他 | 合 計 |
| | | | |
| 【過去の公共工事の成績 ()】 (件、点) | | | |
| 工種 | 23年 | 24年 | 25年 |
| 当該業者 | | | |
| 全市平均 | | | |
| 【経営状況及び信用状態】 | | | |
| 資本金 | 千円 | | |
| 営業年数 | 年 | | |
| 不渡り等の状況の有無 | | | |
| 決算状況 | 経常利益 | 千円 | |
| | (平成 年 | 月 | 末現在) |
| 事務局案 | | | |

入札・見積調書

| 契約番号 | | | | | | | |
|------------------|------|----------|------------|------------|------------|------------|-----|
| 会計年度 | 年度 | 契約執行方法 | | | 入札方法 | | |
| 件名 | | | | | | | |
| 入札・見積日時 (第 回) | | | | 入札・見積場所 | | | |
| 入札・見積日時 (第 回) | | | | 入札・見積場所 | | | |
| 入札・見積日時 (第 回) | | | | 入札・見積場所 | | | |
| No. | 業者番号 | 入札 方法 | 第1回 | 第2回 | 第3回 | 第4回 | 摘 要 |
| | 業者名 | | 入札金額 区分 | 入札金額 区分 | 入札金額 区分 | 入札金額 区分 | |
| 1 | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | |
| 11 | | | | | | | |
| 12 | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|-------|---------|--------------------------------------|--|--|--|--------------|--|
| 完結 | 保存年限 | 開示・不開示の状況 | | | | | |
| 平成 年度 | 永 10 5 | <input type="checkbox"/> 開示 | | <input type="checkbox"/> 不開示(平成 年 月 日解除予定) | | 広島市情報公開条例第7条 | |
| | 3 1 () | <input type="checkbox"/> 部分開示 (不開示部分 | | | | 第 号 に該当 | |

低入札価格調査結果の概要書

工 事 名 : _____
 業 者 名 : _____
 代 表 者 名 : 代表取締役 ○○ ○○
 住 所 : 広島市○区○町○丁目○番○号

広島市

| 項 目 | 内 容 |
|--|---|
| 1. その価格により入札した理由 | 以下のことにより工事費節減を行ったため <input type="checkbox"/> 直営施工 <input type="checkbox"/> 手持資材活用 <input type="checkbox"/> 手持機械活用 <input type="checkbox"/> 下請会社の協力 <input type="checkbox"/> 資材購入先の協力 <input type="checkbox"/> 工期短縮 <input type="checkbox"/> 効率施工 <input type="checkbox"/> 諸経費削減 <input type="checkbox"/> その他 () |
| 2. 契約対象工事付近における手持ち工事の状況 | <input type="checkbox"/> 有る <input type="checkbox"/> 無い |
| 3. 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況 | <input type="checkbox"/> 有る () <input type="checkbox"/> 無い |
| 4. 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件） | 当該工事箇所からの距離 事務所： <input type="checkbox"/> 1 km内 <input type="checkbox"/> 1 0 km内 <input type="checkbox"/> 1 0 km超 倉庫等： <input type="checkbox"/> 1 km内 <input type="checkbox"/> 1 0 km内 <input type="checkbox"/> 1 0 km超 |
| 5. 手持ち資材の状況 | <input type="checkbox"/> 当該工事で以下の手持ち資材を使用する <input type="checkbox"/> 仮設材 <input type="checkbox"/> 安全資材 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 当該工事で使用する手持ち資材は無い |
| 6. 資材購入先及び購入先と入札者との関係 | <input type="checkbox"/> 当該工事で使用する資材は、以下の購入先から購入する <input type="checkbox"/> 永年の取引会社 () <input type="checkbox"/> 協力会社 () <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 当該工事で使用する資材は無い又は直接購入しない |
| 7. 手持ち機械数の状況 | <input type="checkbox"/> 当該工事で以下の手持ち機械を使用する <input type="checkbox"/> 土工機械 <input type="checkbox"/> 運搬機械 <input type="checkbox"/> 転圧機械 <input type="checkbox"/> 舗装機械 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 当該工事で使用する手持ち機械は無い |
| 8. 労務者の具体的供給見通し | 以下のとおり施工する <input type="checkbox"/> 自社職員直営 <input type="checkbox"/> 下請契約 () |
| 9. 過去に施工した公共工事名及び発注者 | |
| 10. 経営内容 | |
| 11. その他必要な事項 （建設副産物が発生する工事については、建設副産物の搬出予定が適切かどうか等を明記するものとする） | <input type="checkbox"/> 当該工事で発生する建設副産物は、以下の施設等へ搬出する <input type="checkbox"/> 再資源化施設 () <input type="checkbox"/> 公共の関与する埋立地 () <input type="checkbox"/> その他（民間工事現場：） () <input type="checkbox"/> 当該工事で発生する建設副産物は無い <input type="checkbox"/> 適正な履行確保の基準を満たしていない <input type="checkbox"/> 総額失格基準 <input type="checkbox"/> 基本的判断基準 () <input type="checkbox"/> その他 () |
| 12. 1から11までの事情聴取した結果等についての調査検討 | 本件は、契約内容に適合した履行がされないおそれがあると <input type="checkbox"/> 認められない（落札者とする） <input type="checkbox"/> 認められる（落札者とししない） |

(注) は該当する項目に✓を記入すること

事 情 聴 取 書

| | |
|--------------------|---------------------------|
| 工 事 名 | |
| 工 事 担 当 課 | |
| 工 事 場 所 | 広島市 区 町 丁目 |
| 工 期 | 契約締結の日から平成 年 月 日まで (日間) |
| 入 札 執 行 日 時 | 平成 年 月 日 時 分 |
| 事 情 聴 取 日 時 | 平成 年 月 日 時 分～ 時 分 |
| 事 情 聴 取 場 所 | |
| 業 者 名 | |
| 事情聴取の相手方 (役職) (氏名) | |
| 事情聴取者 (役職名) (氏名) | |
| 質 問 内 容 | 聴 取 結 果 |
| 1. | 1. |
| 2. | 2. |
| 3. | 3. |
| 4. | 4. |
| 5. | 5. |
| 6. | 6. |
| 7. | 7. |
| 8. | 8. |
| 9. | 9. |
| 10. | 10. |
| 11. | 11. |

工 事 費 内 訳 対 照 表

工事名：

(単位:円)

| 項 | 目 | 本市設計金額 A | 業者見積金額 B | 差引金額 B - A = C | 比率 C / A % | 摘要 |
|-----------|---------------|-------------|-------------|-------------------|---------------|----|
| 直接 工事費 | (各工種) | | | | % | |
| | | | | | % | |
| | | | | | % | |
| | | | | | % | |
| | | | | | % | |
| | | | | | % | |
| | | | | | % | |
| | | 直接工事費計 | | | | % |
| 共通 仮設費 | (積上)運搬費 | | | | % | |
| | 準備費 | | | | % | |
| | 安全費 | | | | % | |
| | 役務費 | | | | % | |
| | 事業損失防止施設費 | | | | % | |
| | (率分) | | | | % | |
| | | 共通仮設費計 | | | | % |
| | 純工事費 | | | | % | |
| | 現場管理費 | | | | % | |
| | 工事原価 | | | | % | |
| | 一般管理費 | | | | % | |
| | 予定利益(一般管理費内数) | / | | | | |
| | 工事価格 | | | | % | |
| | 工事価格計 | | | | % | |
| | 消費税相当額 | | | | % | |
| | 工事請負費 | | | | % | |
| | 入札額 | | | | | |
| 内 訳 | 積上計上分 | | | | % | |
| | 率計上分 | | | | % | |
| | 合計 | | | | % | |

【工事担当課長意見】

総額失格基準調査表

別紙-3-(2)

| | | |
|----------|-------|--|
| 調査・作成者 : | 職名・氏名 | |
| 検算・照合者 : | 職名・氏名 | |
| 調査責任者 : | 課長・氏名 | |

| | |
|--------|--|
| 工事名 : | |
| 対象者名 : | |
| 工事種類 : | |

| | | | | | | | |
|------|--------|--|---|-----|-----|--|--|
| 工事金額 | | | | | | | |
| | 市設計金額: | | 円 (税抜き) | | | | |
| | 入札額: | | 円 (税抜き) | | | | |
| | | | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">応札率</td> <td style="width: 50%;">失格率</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> | 応札率 | 失格率 | | |
| 応札率 | 失格率 | | | | | | |
| | | | | | | | |

1. 工事費構成の分類

消費税率(8%の時は8と入力)

| 種 別 | 市設計工事費 |
|------------|--------|
| 直接工事費等 | |
| 直接工事費 | |
| その他費用 | |
| 機器費(プラント) | |
| 現場管理費(積上げ) | |
| 海上運搬、外注費 | |
| 小計 | |
| スクラップ価格※ | |
| 計(A) | |

| 種 別 | 市設計工事費 |
|-------------|--------|
| 共通仮設費(率)等 | |
| 共通仮設費(率分) | |
| 間接労務費(鋼橋製作) | |
| 計(B2) | |

| 種 別 | 市設計工事費 |
|------------|--------|
| 共通仮設費(積上げ) | |
| 計(B1) | |

| 種 別 | 市設計工事費 |
|-------------|--------|
| 現場管理費(率)等 | |
| 現場管理費(率分) | |
| 工場管理費(鋼橋製作) | |
| 据付間接費(プラント) | |
| 設計技術費(プラント) | |
| 計(C) | |

※スクラップ価格をプラス計上する(マニュアル参照)

| 種 別 | 市設計工事費 |
|-----------|--------|
| 一般管理費(率)等 | |
| 一般管理費 | |
| 契約保証費 | |
| 計(D) | |

2. 総額失格基準額(S)の計算

K(市設計金額(税込み)):

$S = A*a + B1*b1 + B2*b2 + C*c + D*d$ (税抜) 【1円未満切り上げ】

| | | |
|-----|--|--|
| a: | | a : 0.9025-0.1525 (K-100,000,000) / 200,000,000 (Kが3億以上で0.75) |
| b1: | | b1 : 0.8550-0.1050 (K-100,000,000) / 200,000,000 (Kが3億以上で0.75) |
| b2: | | b2 : 0.8550-0.5050 (K-100,000,000) / 200,000,000 (Kが3億以上で0.35) |
| c: | | c : 0.7600-0.4100 (K-100,000,000) / 200,000,000 (Kが3億以上で0.35) |
| d: | | d : 0.2850+0.0650 (K-100,000,000) / 200,000,000 (Kが3億以上で0.35) |

a~d: 小数第4位まで(5位切り捨て)
(1億の時のa(小数第4位)に統一)

| 種 別 | 業者工事費 |
|----------|---------|
| 入札額(税抜き) | |
| (スクラップ)※ | (特例適用時) |
| 入札額(N) | |

| | | |
|-----------------------------|--|--------|
| A*a+B1*b1+B2*b2+C*c+D*d(参考) | | 円 (税抜) |
| 総額失格基準額(S)【切り上げ】 | | 円 (税抜) |
| 差額 N-S | | 円 (税抜) |
| 判定 : 総額失格基準を | | |

調査結果

- 総額失格基準を満たしている(契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められない)
- 総額失格基準を満たしていない(契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる)